

第4章 加入員

(加入員)

第40条 加入員は、設立事業所に使用される厚生年金保険の被保険者のうち、法第2条の5第1項第1号に規定する第1号厚生年金被保険者(法第126条、第127条又は法附則第4条の4第2項の規定によりこの基金の加入員とならなかった被保険者を除く。)とする。

(加算適用加入員)

第40条の2 加入員を加算適用加入員とする。ただし、次の各号に該当する者は加算適用加入員としない。

(1) 65歳以上である加入員。

(2) 短期間労働者であるパート等労働者であって、設立事業所の就業規則、退職金規定等において加算適用加入員としない旨明記されている者。

2. 前項第2号の短時間労働者とは短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年6月18日法律第76号)の第2条に規定する短時間労働者をいう。

(資格取得の時期)

第41条 加入員は、次の各号のいずれかに該当するに至った日に、加入員の資格を取得する。

(1) 設立事業所に使用されるに至ったとき。

(2) その使用される事業所が、設立事業所となったとき。

(3) 設立事業所に使用される者が、法第12条の規定に該当しなくなったとき。

(4) 設立事業所に使用される者が、法附則第4条の4第3項の規定に該当するに至ったとき。

(資格喪失の時期)

第42条 加入員は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日(その事実があった日に更に前条各号のいずれかに該当するに至ったとき、第5号若しくは第7号に該当するに至ったとき、又は第6号の事実があった日に更に前条第4号に該当するに至ったときは、その日)に、加入員の資格を喪失する。

(1) 死亡したとき。

(2) 設立事業所に使用されなくなったとき。

(3) その使用される事業所が、設立事業でなくなったとき。

(4) 法第12条の規定に該当するに至ったとき。

(5) 70歳に達したとき。

(6) 法附則第4条の3第7項ただし書きに規定する事業主の同意が撤回されたとき。

(7) 法第2条の5第1項第2号に規定する第2号厚生年金被保険者、同項第3号に規定する第3号厚生年金被保険者又は同項第4号に規定する第4号厚生年金被保険者となったとき。

(資格得喪に関する特例)

第43条 加入員の資格を取得した月にその資格を喪失した者は、その資格を取得した日にさかのぼって加入員でなかったものとみなす。

(加入員期間)

第44条 加入員期間を計算する場合には、月によるものとし、加入員の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。

2. 加入員の資格を喪失した後、さらにその資格を取得した者については、前後の加入員期間を合算する。

(加算適用加入員期間)

第44条の2 加算適用加入員期間(加算適用加入員であった期間をいう。以下同じ。)を計算する場合は、月によるものとし、加算適用加入員の資格を取得した月から、その資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。

2. 加算適用加入員の資格を喪失した後、再びこの基金の加算適用加入員の資格を取得したときは、前後の加算適用加入員期間を合算する。ただし、退職一時金の支給を受けた者又は第73条から第73条の3までの規定に基づき退職一時金相当額の移換を行った者については、この限りでない。